

内房地域における観光地域調査業務委託仕様書

1 業務名

内房地域における観光地域調査業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

3 業務目的

本業務は、千葉の自然を活用した観光地域づくり促進事業の一環として行うものである。内房地域（館山市、富津市、南房総市及び鋸南町）の「海と夕陽」や「鋸山」を活用した一体となった持続的な観光地域づくりを推進するため、三か年計画の初年度である今年度は、地域の現状分析や、観光客の周遊動向やニーズ等を把握するための基礎的な調査や分科会において外部の専門的な知見を踏まえた視点から伴走支援を行う。

4 業務内容

（1）観光資源の調査

ア 対象エリア

富津市から館山市にかけての沿岸部

イ 調査内容：

（ア）観光資源調査

上記アにおける対象エリア内の観光資源を複数箇所洗い出し、各資源における受入環境等に関する実態調査を行うこと。調査資源は「観光施設や道の駅、体験スポット、景勝地、神社仏閣、フォトスポット等の県内外からの観光客が訪れるあらゆる観光スポット」を対象とする。

なお、調査資源及び調査項目については、選定理由を明らかにしたうえで企画提案することとし、最終的な調査地点及び調査項目については県と協議の上、決定すること。また、調査項目については、少なくとも下記の内容を含めること。

- ・エリア内の駐車場を洗い出し、駐車台数や料金、営業時間等を調査すること。
- ・エリア内の宿泊施設における受入れ可能客数を洗い出し、地域全体のキャパシティを洗い出すこと。
- ・観光客の個人宿泊・グループ宿泊ニーズや宿泊における価格許容度を調査すること。
- ・廃業した観光施設や漁港など、観光拠点やコンテンツの提供の場となり得る未利用施設・土地等を洗い出すこと。

(イ) 観光客調査

上記（ア）の調査にて洗い出した観光資源における観光客の満足度や観光ニーズ等を調査すること。調査する項目としては、対象エリアを訪問する観光客の属性（年齢/性別/居住地/旅行形態等）を把握したうえで、日帰り利用・宿泊利用に係る意向調査や、グループ・団体旅行に対するニーズ等を把握し、観光客の実態を把握できるような調査を実施すること。なお、最終的な調査項目等については県と協議の上、決定すること。

(ウ) 対岸地域における調査

対岸地域の住民及び観光客に対して、属性ごとに調査対象エリアに対する認知度や観光ニーズ等を調査すること。なお、対岸地域が観光プロモーションのターゲット市場となりうるか実態を把握できるような調査となるよう特に留意すること。最終的な調査項目等については県と協議の上、決定すること。

(エ) 調査結果

上記（ア）で調査した観光資源や駐車場等の位置関係をマップ上に落とし込み、色分けやアイコン等を利用しながら視認性が高い形式で可視化すること。

上記（イ）（ウ）で調査した結果について、グラフ等を用いて結果や傾向が分かるようにすること。

ウ 調査手法

上記イ（ア）～（ウ）の調査について、実地調査やアンケート調査、人流データやオープンデータの利用等により実施することとし、それぞれの調査手法やその手法を採用する理由等を具体的に企画提案書に記載すること。

※人流データ等のビッグデータを利用する場合は、基本的な機能情報を紹介するとともに、他のデータと比較して効果的である点を企画提案書に記載すること。

※アンケート調査を行う場合は、調査結果を十分に得られると期待できるアンケート候補地や必要サンプル数、質問項目等を企画提案書に記載すること。

※調査手法は複数組み合わせることも可能とする。

※観光地点調査等でインバウンドの調査を提案する場合には、国籍別データの取得を考慮すること

エ 観光コンテンツ等の提案

上記イの調査結果を踏まえ、調査対象エリアの観光地域としての魅力向上に期待できる観光コンテンツや取組について、「鋸山を活用したコンテンツ」、「海辺を活用したコンテンツ」をそれぞれ3つ以上提案すること。なお、提案にあたっては、以下の視点を踏まえること。

- ・その地域ならではの「鋸山」や「海」の魅力を活かしたものであり、また、魅力を最大限引き出すための取組であること。
- ・地域での自走化も念頭に、導入費や維持管理費等が現実的なものであること。
- ・観光消費が促されること。
- ・観光客の観光地点までのアクセス及び周遊手段について考慮すること。
- ・夜間の賑わいを創出するなど、長時間滞在や宿泊が促されること。
- ・未利用となっている資源活用の可能性についても検討すること。

企画提案にあたっては、「鋸山」及び「海」の魅力を活かした観光コンテンツについて、それぞれ1つ提案すること。また、提案した理由や地域への波及が見込まれる効果等についても企画提案書に記載すること。

(2) 鋸山及び周辺地域に関する調査

本業務では、(1)の観光資源調査に加え、鋸山及び周辺地域について将来のあり方検討を行うにあたり、基礎的な状況を把握するための調査を実施する。

なお、本調査は、鋸山における新たな登山道整備を検討するうえで、どの登山道から優先的に整備すべきかを検討するための基礎資料の作成を目的とする。

ア 対象エリア

富津市金谷地区・鋸南町元名地区・鋸南町保田地区

イ 調査内容

①新たな登山道に対する需要調査

ウェブ等を活用した非対面調査により、登山を好む、より多くの者に対し、鋸山での登山に対する意欲や新たな登山道に対する需要を調査すること。なお、過去の鋸山の登山の有無を把握したうえで、新規とリピーターの獲得に向けた課題を把握できるような調査となるよう特に留意すること。最終的な調査項目等については県と協議の上、決定すること。

②鋸山及び周辺地域における現況整理及び可視化

これまでの調査や地元ガイドからの情報提供により把握している各種調査結果及び図面等について、散在する情報を整理するとともに、土地所有状況（公有地、私有地の別）や各種開発行為等の規制がある区域を図面上で色付け等を利用しながら視認性が高い形式かつ、一目で全容が分かるように可視化すること。

(3) インバウンド向け域内周遊バス実証運行に向けた市場調査

外国人観光客のニーズや認知度が既に一定程度ある鋸山を起点として広域的な周遊が見込まれる内房地域において、インバウンド観光客を対象とした域内周遊バスの実証運行を令和9年度に実施予定である。実証運行を実施するにあたり本業務では、事前に市場調査・利用者見込調査を行うことで、実証運行における料金設定などに活かしていく。

ア 対象エリア

富津市金谷～南房総市富山

イ 調査対象

- ①首都圏在住の外国人、日本人
- ②鋸山を訪れる外国人、日本人
- ③交通拠点を訪れる外国人、日本人

ウ 調査内容

※調査項目については県と協議の上決定するが、少なくとも下記を含め、企画提案すること

①首都圏在住の外国人、日本人

- ・属性（性別、年齢、国籍、居住地）
- ・鋸山の認知度
- ・鋸山への来訪意向
- ・鋸山への来訪に際しての課題
- ・定額周遊バスへの乗車意向
- ・定額周遊バスの利用を検討する際の課題

②鋸山（ロープウェイ、日本寺等の周辺施設を含む）を訪れる外国人、日本人

- ・属性（性別、年齢、鋸山への訪問回数、外国人：訪日回数、国籍、居住地）
- ・旅行情報（目的、日数、手配方法、交通手段、同行者、前後の訪問先、宿泊先）
- ・情報収集手段（媒体、収集時期、決断の決め手）
- ・来訪時における課題（交通の課題、支払い等の課題、その他）
- ・浜金谷から富楽里間に周遊バスが整備された場合の乗車意向
※定額料金により対象区間内で乗降自由となるサービスを想定
- ・定額周遊バスの適正料金に関する意向（500円、1000円、1500円その他）
- ・定額周遊バスにおける希望する決済方法（クレジットカード、現金、その他電子決済等）

③交通拠点を訪れる外国人、日本人

※交通拠点は以下を必ず含むものとする

[金谷港、浜金谷駅、保田駅、道の駅保田小、道の駅きよなん、道の駅富楽里]

- ・情報収集手段（媒体、収集時期、決断の決め手）
- ・来訪時における課題や改善意見
- ・浜金谷から富楽里間に周遊バスが整備された場合の乗車意向
※定額料金により対象区間内で乗降自由となるサービスを想定
- ・定額周遊バスの適正料金に関する意向（５００円、１０００円、１５００円その他）
- ・定額周遊バスにおける希望する決済方法（クレジットカード、現金、その他電子決済等）

エ 調査手法

アンケート調査

①：ウェブ等を活用した非対面調査

②：対面調査

③：対面調査を基本とするが、ウェブ等の活用も可とする

※調査期間は十分に確保するものとし、国・地域別などの各属性にてにおいて
400 サンプル以上とすること

（４）内房地域における海からのアクセス確保に向けた調査

ア 調査対象地点

県と協議の上、決定する。

イ 調査内容

（ア）係留可能性プレジャーボート隻数の調査分析

オープンデータ等を活用し、東京湾内で稼働可能性のあるプレジャーボート隻数を調査し、千葉県への係留可能性（一時係留を含む）のあるプレジャーボート隻数を分析する。

（イ）係留需要度の調査

アの対象地点において、係留場所（マリーナ又はビジターバース）として整備された場合の首都圏のマリーナ施設や会員等へのヒアリングなどにより利用需要の調査を行う。

(ウ) 現地調査

プレジャーボート係留候補場所において、将来的なマリーナ等施設の整備可能性について、自然条件調査、水域利用調査などの環境基礎調査を行う。なお、調査対象や具体的な調査項目については、県と協議の上、決定すること。

(エ) 調査結果

上記（ア）（イ）で調査した結果について図面やグラフ等を用いて結果や傾向が分かるようにすること。

また、（ウ）の調査結果をもとに、自然条件、社会条件、経済性等の設計条件を整理し、マリーナ等施設の立地適性、プレジャーボート等の活動適性、マリーナ等施設の建設適性等、海からのアクセス確保の可能性について評価すること。

ウ 調査手法

上記イの調査について、実地調査やアンケート調査、人流データやオープンデータの利用等により実施することとし、それぞれの調査手法やその手法を採用する理由等を具体的に企画提案書に記載すること。

(5) コンテンツ造成・実証にあたっての伴走支援

令和8年度の内房地域における千葉の自然を活用した観光地域づくり促進事業では、「鋸山活用分科会」及び「海辺の活用分科会」といったそれぞれの地域の多様な主体（地元自治体や観光・宿泊事業者等）で構成される分科会をそれぞれ月に一回程度開催し、地域で実施していくコンテンツについて議論を行っているところである。

それぞれの分科会の開催時には、本業務の受託者もコンテンツ造成・実証にあたってのアドバイス等を行う立場として参画すること。必要に応じ、議題に合わせた専門家等を招聘し、的確なアドバイスを行うこと。

なお、それぞれの地域の分科会でのコンテンツ造成にあたっての検討事例としては以下が挙げられる。

【鋸山活用分科会】

現在地元市にて取り組まれている鋸山ライトアップを活かし、アートの要素を含めた特別ツアーの実施など

【海辺の活用分科会】

原岡海岸周辺において、サンセット・ブルーアワー・ナイトタイムの要素を含めた特別ツアーの実施など

5 各種申請作業等

業務の実施にあたり、官公庁や施設の管理者等への届出・申請等が必要な場合は、遺漏なく行うこととし、必要に応じて県と協議の上、手続きを行うこと。

なお、届出・申請等に手数料等の負担が生じる場合、当該手数料は委託料に含まれるものとする。

6 業務完了報告

本業務の調査手法や調査結果、実施結果、提案事項等については業務完了報告書を作成し、契約期間内に電子データで納品すること。

7 留意事項

- (1) 本業務の趣旨を踏まえ、内房地域の活性化に資する姿勢で業務に臨むこと。
- (2) 受託者は各種法令規定を遵守し、また、個人情報扱う場合は適切に管理するなど、適正に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、業務を実施するにあたり、責任者を置き業務の進行管理を行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (4) 本業務における制作物の取扱は次のとおりとする。なお、制作にあたって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うものとする。
 - ア 本業務の履行における制作物の所有権は全て県に帰属するものとする。
 - イ 制作物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に県に無償で譲渡するものとする。
- (5) 原則として、本業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部を再委託する場合は、県に再委託の申請をすることとし、高い効果が見込めると判断した場合は認めるものとする。
- (6) 受託者は、必要に応じて対人、対物事故についての補償を行う保険に加入すること。また、事故が発生した場合には速やかに県に連絡できる体制を構築するなど、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合に責任をもって対応し解決を図れるようにすること。
- (7) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。本業務委託終了後も同様とする。
- (8) 天災等、県・受託者双方の責に帰することができない事由によって委託業務を完了することができなくなった場合、業務の出来高部分がある場合は検査を行い、

当該 検査に合格した部分の業務を完了したものとする。

- (9) 本仕様書に明示のない事項又は業務上生じた疑義については、県と受託者が誠意をもって協議し、対応することとする。